

江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）の 修正の概要について

黒字：1回目の修正箇所 青字：2回目の修正箇所

第1条（趣旨）

この要綱が、江別市男女共同参画基本計画に基づくものであることを記載しました。それに伴い、文章の表現も基本計画に合うように修正しました。

委員からの指摘を踏まえ、1行目「の理念」を削除し、2行目「その人権を尊重され、」を追加しました。

第2条（定義）

性的少数者の定義について、第3回審議会での意見を踏まえ、性的少数者の表現について、LGBTだけでなく、アセクシャルやパンセクシャル、エックスジェンダー等も含まれるように修正しました。

また、マイノリティ、セクシャルという日本語以外の表現があることを追記しました。

委員からの指摘を踏まえ、「性的少数者（性的マイノリティ）」と括弧書きを追加しました。これに伴い、要綱内の「性的少数者」という表記を全て「性的少数者（性的マイノリティ）」へ変更しました。また、「セクシャルマイノリティ」についての記載を削除しました。

第3条（宣誓の対象者の要件）

第2号の住所要件について、第3回審議会での意見を踏まえ、宣誓者の一方が市内に住所を有していれば対象となるように修正しました。

また、転入予定については、転入予定日の記載と、その事実を確認できる書類で確認することとし、3か月以内の期限を削除しました。

第7条（子に関する記載）

第3回審議会にて委員から示された意見を踏まえ、一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子に関して、希望があれば受領証に記載できるように追加しました。

第9条（受領証の再交付）

再交付の要件について、法制担当からの指摘により、汚損、改姓、改名を追加しました。なお、子の記載の削除については「その他」で対応することを想定しています。

第10条（受領証の返還）

受領証の返還要件について、法制担当からの指摘により、第3条各号に規定する要件に該当しなくなったときについて追加しました。

(1) 冒頭の「当事者」を、他条文との統一性を考慮して「宣誓者」に変更し、委員からの指摘を踏まえて「の双方」を追加しました。

第14条（周知啓発）

第3回審議会にて委員から示された意見を踏まえ、市民や事業者への周知啓発に努めることを追加しました。

※ 上記のほか、法制担当から指摘があった部分について、語句の訂正、追加、条項の入れ替えなどを行っています。

第1号様式（パートナーシップ宣誓書）

裏面の確認事項について、第3条の住所要件の変更に合わせて修正しました。

また、市内への転入を予定している事実を確認することができる書類についての記載を追加し、転入確認書類については住民票の写しで足りることから、「公共料金の請求書、転入先に届いた手紙」の記載を削除しました。

表面に2か所あった署名欄を、下段の1か所のみとしました。

第2号様式（子に関する届出書）

第7条の追加に合わせて追加しました。

宣誓者及び届出者の氏名を自署としました。また、子に関する記載の有効期限についての注意書きを追加しました。

第3号様式（パートナーシップ宣誓書受領証）

要綱の修正に合わせ、表面・裏面の文章を修正しました。

表面に生年月日の記載を追加しました。

裏面の特記事項欄に、戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）、子の氏名等、再交付年月日を記載することを記載しました。

表面の本文3行目に「その人権を尊重され、」を追加しました。

裏面の本文1行目に「等」を追加しました。第10条第1項第3号の変更に伴い、(1)の冒頭を「宣誓者の双方」へ変更しました。

第4号様式（パートナーシップ宣誓書受領証）

表面に生年月日の記載を追加しました。

裏面の特記事項欄に、戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）、子の氏名等、再交付年月日を記載することを記載しました。

第1条の変更に伴い、裏面の本文1行目に「その人権を尊重され、」を追加しました。

第5号様式（再交付申請書）

第9条の再交付要件の変更に合わせ、汚損、改姓、改名を追加しました。それに伴い、改姓・改名の事実を確認することができる書類（戸籍謄本など）の添付についての文章を追加しました。

子の記載の削除のため再交付を申請する場合は、宣誓者の氏名をそれぞれ自署で記入するよう記載しました。また、申請者の氏名は自署としました。

第6号様式（受領証返還届）

宣誓者の一方又は双方に限り届出をすることができることとし、宣誓者の氏名を自署としました。

委員から指摘があった誤記の修正（再交付申請の理由→返還申請の理由）を行いました。

返還申請の理由に「その他（ ）」を追加しました。

以上